

茨木市ディスポーザキッチン排水処理システム取扱要綱

(趣 旨)

第1 この要綱は、茨木市下水道条例（昭和45年茨木市条例第28号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項に規定する排水設備のうち、ディスポーザキッチン排水処理システム（以下「システム」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) システム 生ゴミを粉碎し、これを排水処理槽等で処理し、その汚水を公共下水道へ排除する機器の総体で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定により配管設備として建設大臣が認定したもの。

イ 社団法人日本下水道協会によるディスポーザ排水処理システム性能基準に基づき、評価機関によって評定書が発行されたもの。

(2) メーカー 前号のシステムを製造するものをいう。

(3) 申請者 システムについて条例第5条第1項の規定に基づく排水設備等計画確認の申請を行う者をいう。

(4) 使用者 システムを使用し、汚水を公共下水道へ排除する者をいう。

(5) 販売店 システムを販売する者をいう。

(添付書類)

第3 茨木市下水道条例施行規則（昭和45年茨木市規則第38号）第3条第1項の排水設備等計画確認申請書には、ディスポーザキッチン排水処理システムの設置に係る誓約書（別紙様式）を添付するものとする。

(システムの維持管理に関し守るべき事項)

第4 市長は、条例第5条に規定する計画の確認を行う場合は、申請者に対して、下水道法第10条第2項に規定するシステムの維持管理に関する事項として、次に掲げる事項の順守を求めるものとする。

(1) 市長が確認した計画に基づき適切な維持管理を行うこと。

(2) 専門の維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結すること。

(3) 前号の規定により維持管理業務委託契約を締結したときは、専門の維持管理業者が実施する保守点検に関する記録等維持管理に関する書類を保守点検の実施日から3年間保存すること。

(4) その他維持管理に関する市長の指導に協力すること。

2 使用者が申請者と異なるときは、使用者が前項各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(使用者の地位の承継)

第5 システムを有する建築物が譲渡され、又は貸し付けられたときは、当該建築物の譲渡人又は賃借人は、使用者の地位を承継するものとする。

2 市長は、前項に規定する建築物の譲渡又は貸付けがあったときは、申請者に対し当該建築物の譲渡人又は賃借人は、使用者の地位を承継することを説明し、その理解を得るよう努めるものとする。

(メーカー及び販売店に対する指導)

第6 市長は、必要があると認めるときは、メーカー及び販売店に対し、次に掲げる事項を指導する。

(1) 申請者又は使用者に対し、システムの販売に当たり、当該システムの維持管理については専門の維持管理業者との維持管理業務委託契約の締結が必要であることを説明すること。

(2) 申請者又は使用者に対し、市長が行う当該システムの維持管理に関する指導に協力するよう説明すること。

(3) 市長が行う維持管理に関する指導に協力すること。

(システムの検査)

第7 市長は、下水道法第13条に規定する立入検査を行った際にシステムの維持管理が適切に行われていることを確認するため必要があると認めるときは、使用者に対し、維持管理に関する書類の提出を求めることができる。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年1月1日から実施する。

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

(別記様式)

年 月 日

デスポーザキッチン排水処理システムの設置に係る誓約書

(提出先) 茨木市長

申請者 住 所
氏 名 ⑩

※氏名が自署の場合は、押印不要です。

電話番号

(法人においては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名)

デスポーザキッチン排水処理システムの設置に当たり、設置後の維持管理に関して維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結し、適切な維持管理に努めるとともに、茨木市デスポーザキッチン排水処理システム取扱要綱に規定する事項を順守します。

なお、万一当方の責任により、デスポーザキッチン排水処理システムの適切な維持管理に支障をきたした場合又はそのおそれがある場合には、茨木市の指導に協力します。

記

- 1 設置場所及び建築物の名称
- 2 用途
集合住宅用 戸建住宅用 業務用
- 3 認定システム又は適合評価システム
名称
認定日
認定番号
構造・性能・設置計画 別紙仕様書のとおり

4 添付書類

(1) 一般事項に関する書類

- ア 附近見取図
- イ 建築物配置図及び建築平面図
- ウ 施工業者及び維持管理業者
- エ 排水設備設計図（排水施設図）又は給排水設備図

(2) 仕様書

- ア 排水処理システムのフロー
- イ 排水処理槽
- ウ 算定根拠

(3) 維持管理計画

- ア 維持管理体制
- イ 処理水質基準
- ウ 点検項目（維持管理、清掃、汚泥処理、水質など）及び頻度

(4) その他

- ア 維持管理業務委託契約書（写）
- イ 引抜汚泥処分業者及び契約書（写）
- ウ 使用者承継確約書